

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年6月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900047 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900017 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 11 月 1 日から平成 3 年 2 月 28 日まで
② 平成 3 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

私が代表取締役を務めていた A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の給与額より大幅に低い額に訂正されている。また、同社における資格喪失年月日は平成 3 年 5 月 1 日であるはずだが、同年 2 月 28 日と記録されている。これらの手続は、同社の経理担当者が社会保険事務所 (当時) の職員の指導の元で行ったと思う。調査の上、標準報酬月額及び資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 3 年 6 月 1 日より後の同年 9 月 2 日付けで、平成 2 年 10 月の定時決定の記録を取り消し、資格取得時に遡って減額する処理が行われた上、同日付けで、請求期間②に係る被保険者資格の喪失処理 (資格喪失年月日:平成 3 年 2 月 28 日) も行われたことが、オンライン記録により確認できる。

一方、A 社の閉鎖事項全部証明書により、請求者は、上記処理が行われた平成 3 年 9 月 2 日 (以下「訂正等処理日」という。) 時点において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、日本年金機構は、A 社の厚生年金保険料の納付状況に関する資料は保管していないと回答しているものの、請求者が前回の訂正請求時 (受付年月日:平成 27 年 9 月 29 日、取下年月日:平成 28 年 2 月 12 日) に提出した同社の平成 2 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの期間に係る決算報告書によると、同社に厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社において、訂正等処理日時点で厚生年金保険の被保険者資格の喪失処理が行われていなかったのは請求者のみである上、請求者は、同社における社会保険に係る業務の最終的な決定権は自身にあった旨陳述し、同社の閉鎖事項全部証明書によると破産管財人が選任された記録もないことから、請求期間①に係る標準報酬月額減額及び請求期間②に係る被保険者資格の喪失手続に、同社の代表取締役であった請求者自身が関与していなかったとは認められない。

なお、請求者は、自身の標準報酬月額減額及び被保険者資格の喪失手続は、経理担当者が社会保険事務所の職員の指導の元で行ったと思う旨主張しているが、当該担当者を含む複数の従業員に照会したところ、A社の社会保険事務に関して記憶している者はおらず、請求者の主張を裏付けるような回答は得られなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正及び被保険者資格の喪失手続について責任を負う立場にありながら、当該標準報酬月額減額処理及び資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額の記録の訂正及び請求期間②に係る資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。